

座間市キャッシュレス決済導入委託に係るプロポーザル質問回答書

No	質問	回答
1	<p>実施要領 6「参加表明手続」の提出物「エ 業務実績」について、「契約書の写し等を必ず添付すること」とあるが、契約にあたり契約書を締結していないことから契約書を添付することができず、代わりに「指定納付受託者通知」を添付するが、こちら問題ないか。</p>	<p>「指定納付受託者通知」でも問題ありません。</p>
2	<p>【実施要領 参考予算限度額】 内訳の定義について下記認識が正しいかご確認をお願い致します。尚、認識が誤っている場合は詳細をご教示ください。 「システム利用料」…クラウド等、サービス利用料 「保守」…各機材の保守利用料 「運用支援」…設置設定関係の初期導入にかかる費用 また、契約締結から令和 6 年 3 月 31 日まで必要な「保守」とは機材故障時の無償修理や対応も含まれておりますでしょうか。それとも一時的な暫定対応（保守部材を一定期間ご提供し、別途費用で修理 or 交換）でも問題ないでしょうか。</p>	<p>予算内訳定義についてご認識の通りで問題ございません。</p> <p>保守について 「保守」とは機材故障時の無償修理や対応も含まれます。</p>
3	<p>【実施要領 参加表明手続等の提出】 共同提案となる場合、(1) の下記ア～エの提出物の中で、 ・全ての事業者が提出する書類 ・代表となる事業者のみ提出する書類 上記の項目をご教示いただけないでしょうか。 【書類一式】 ア プロポーザル方式参加表明書 イ 誓約書 ウ 会社概要 エ 業務実績</p>	<p>・全ての事業者が提出する書類 イ 誓約書 ウ 会社概要 エ 業務実績</p> <p>ア プロポーザル方式参加表明書については、適宜、様式を変更していただき、各項目連名でご提出ください。 連名にできない場合、余白に共同提案である旨をご記載ください。</p>

4	【実施要領 書類提出方法】 各種書類、提案書等はメールでの提出を許可いた いていますが、メールで送付する際、提案書を 12 部印刷し別途送付は不要でしょうか。	メールでの提出の場合、 紙媒体の送付は不要で す。
5	【実施要領 各提出書類の押印有無】 ご提出が必要な各種書類で押印が必要な書類を全て ご教示いただけないでしょうか。	押印についてはすべて 任意とします。 なお、契約時には、見積 書への押印が必要とな ります。

令和 5 年 4 月 24 日時点